

## 競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件名 令和7年度無人航空機の登録講習機関等に係る申請受付及び審査業務

開札年月日 令和7年2月27日（落札決定日 令和7年4月1日）

入札執行官署 国土交通省航空局

落札金額 ￥33,915,200 -

落札者 株式会社アイネットサポート

予定価格 ￥70,942,657 -

積算額 ￥70,942,657 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥64,493,325 -

調査基準価格 ￥42,565,594 - 調査基準価格の100/110 ￥38,695,994 -

### 低入札価格調査実施 第1回 落札

入札参加者	第1回入札	第2回入札	摘要
	入札金額	入札金額	
株式会社アイネットサポート	30,832,000		第1回 落札
アルティウスリンク株式会社	34,996,685		
TOPPAN株式会社	113,320,000		

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

## 〈 落札者の決定について 〉

件 名 : 令和7年度無人航空機の登録講習機関等に係る申請受付及び審査業務

入札年月日 : 令和7年2月27日

入札場所 : 国土交通省 航空局 入札室

上記入札について、予算決算及び会計令第86条第1項の規定により調査した結果、次のとおり落札者を決定をしたので、契約事務取扱規則第10条第3項の規定により公表する。

1. 落札者 : 株式会社アイネットサポート

2. 落札者決定日 : 令和7年4月1日

令和7年4月1日

支出負担行為担当官  
国土交通省航空局長 平岡 成哲

## 低入札価格調査の実施概要（物品の製造又は役務の提供等）

件 名：令和7年度無人航空機の登録講習機関等に係る申請受付及び審査業務

発注機関：国土交通省 航空局

調査対象業者名：株式会社アイネットサポート

項 目	内 容
(1) その価格により入札した理由	<p>本業務における仕様書の想定件数及び当局から回答した1件当たりの想定処理時間等に対し、オペレーターの業務の習熟度を加味した上で必要工数を算出し、必要人員数を算出している。</p> <p>また、今年度に当局で発注した無人航空機関連の申請受付業務を受注していることで業務に対する知見が定着し、スムーズな業務の立ち上げの実現が見込めるため、業務準備のためのイニシャルコストを抑えることが可能となっている。</p> <p>運用面では、本業務のKPIを設定し、KPI達成のための業務状況（プロジェクトチーム・個人）の見える化を行う予定であることを聴取により確認した。これにより、達成率確認と未達の原因（直接的、本質的、短期・長期的など）の特定を行うことが可能となり、原因に応じた対策を行うことで生産性の向上を図り、運用に係るコストを抑えることができるとしている。</p> <p>人件費の面では、効率的に人員を配置すること及び直接雇用の職員を用いることで費用の削減を図っている。</p> <p>以上の点が価格を抑えることができた主な要因と考えられる。</p>
(2) 当該契約の履行体制	<p>業務履行体制については仕様書に定めているプロジェクト全体管理責任者1名、作業責任者2名に加え、作業員4名の体制を確保する予定である。</p> <p>なお、作業責任者2名については、処理状況に応じて作業員も兼務することとされているため、作業員としては、最大6名の稼働が可能である。</p>

(3) 当該契約期間中における他の契約請負状況	内閣府が発注しているコールセンター業務を受注予定としているものの、本業務への影響はない。
(4) 手持機械等の状況	なし
(5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した契約件名及び発注者	<p>国土交通省が発注した【令和 5 年土地保有・動態調査の実査等業務】及び大阪市水道局が発注した【新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金及び下水道使用料の特例減免制度受付等業務委託】を受注・履行した実績があり、問題なく履行完了している。</p> <p>なお、平成 28 年度、平成 29 年度においても、当局が発注した【無人航空機に関する問い合わせに係るヘルプデスク運用業務】を受注・履行した実績があり、問題なく履行完了している。</p>
(6) 経営内容	調査対象業者の経営状況は、決算報告書等から株主資本比率、流動比率、当座比率、固定比率を確認した結果、健全な経営が行われていると判断する。
(7) (1)から(6)までの事情聴取した結果についての調査検討	<p>仕様書で定められている業務内容について、誤認がないことを確認した。</p> <p>また、当該業者からは、現行の履行体制であれば、仕様書上で定められているサービスレベルを確保できる一定の根拠があることが確認できた。なお、当局においては、万が一サービスレベルを確保できない場合にあつては、契約書第 22 条に従い、必要な措置を執ることが可能である。</p> <p>加えて、平成 28、29 年度及び今年度に当局と締結した本業務と関連性の高い契約の履行経験により、人件費の更なるコストダウンが図られているものの、厚生労働省が公表している最低賃金を下回っていないことについて、聴取したことにより確認しており、特段問題はないものと認められる。</p>
(8) 信用状況	調査対象業者の経営状況は、決算報告書等から、健全な経営が行われていることを確認した。また、過去に受注した業務において、不履行を発生させたことはないことから、信用状況は良好と確認した。
(9) その他の必要な事項	特になし。